第２回大阪府再犯防止推進計画検討懇話会　議事概要

開催日時　令和元年９月５日（木）午後２時から午後４時

開催場所　大阪市中央区大手前２丁目１番７号

大阪赤十字会館　３０２会議室

■　出席委員（50音順・敬称略）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏　　名 | 所属団体・機関名／職名 | 備考 |
| 園田　　寿 | 甲南大学法科大学院 教授 | （座長） |
| 中川　るみ | 大阪地方検察庁再犯防止対策室 社会福祉アドバイザー |  |
| 西原　弘将 | (福)大阪府社会福祉協議会 生活支援部長 |  |
| 松田　慎一 | (特非)大阪府就労支援事業者機構 事務局長 | （副座長） |
| 毛利　真弓 | 同志社大学心理学部 准教授 |  |

■　配布資料

　資料１　　　第１回懇話会における委員各位のご意見について

資料２－１　修正箇所一覧

資料２－２　大阪府再犯防止推進計画(事務局素案)

■会議の概要

○資料の確認

○出席委員の紹介

○大阪府再犯防止推進計画(事務局素案)について

|  |  |
| --- | --- |
| 座長 | 前回に引き続き、大阪府再犯防止推進計画(事務局素案)について議論してまいりたい。本日配付されている資料について、事務局から説明をお願いする。 |
| 事務局 | 資料１、２－１、２－２に基づき、第１回懇話会における委員各位のご意見及び修正箇所について説明。 |
| 座長 | 事務局から説明いただいた修正案について、ご意見等があればいただきたい。 |
| 座長 | 協力雇用主の部分で、入札等について加点しないということだが、これは如何か。国では、協力雇用主に対して様々な補助金等の優遇措置がある。府としても、何か協力雇用主にプラスになるような制度を設ける必要があると思うのだが、加点制度を考えないということについて、どういう背景があるのか。 |
| 事務局 | 資料２－２の計画素案８ページをご覧いただきたい。具体的施策について、前回説明させていただいたように、総合評価方式一般競争入札における加点や公の施設の指定管理者の選定における加点といった取組は行いたいと考えている。  今ご説明させていただいたのは、前回の懇話会で、入札参加資格、つまり入札に参加できる事業者のランク付けをする審査においても、犯罪をした者等を雇用した協力事業主に対して加点することができないか、というご意見をいただいた部分。それについて契約担当部局と調整したところ、入札参加資格審査における評価加点は、基本的に技術的な審査項目に限定しており、法律で定められた障がい者雇用率と、建築工事で出た廃材等の処理等にも関係する環境マネジメントについての取組を積極的に行っている事業者の２点については評価をするが、その他の国や府が進めている施策についても幅広く評価しようということになると、あれもこれもということになって収拾がつかなくなることや、技術的な評価のウエイトが下がってしまい、資格審査の根本的な部分で問題が出てくることから、協力雇用主について加点するのは難しいということであった。 |
| 委員 | 入札参加資格審査で評価し、入札時にも評価するとなると、ダブルカウントだという意見もある。確かに今の説明を聞くかぎり、是非とも入札参加資格審査でも評価を、というのは難しい気がする。  説明にあったとおり、福祉行政に協力している事業者など、様々な事業者に加点をという要求があるとなると、協力雇用主だけが突出しなければならない理由はない感じがする。 |
| 事務局 | 契約担当部局の考え方は、入札参加資格の等級付けというのは、あくまでも事業者が持っている技術的なレベルのランク付けを基本にしているので、そこに社会的な貢献度などを入れてしまうと、そもそも等級付けの意義が薄れてしまうということ。 |
| 座長 | 社会的貢献度の評価というのは、具体的にはどのように評価するのか。 |
| 事務局 | 総合評価方式の入札で言えば、協力雇用主で、例えば、犯罪をした人等を２人以上雇っていれば何点、３人以上であれば何点といった形で加点していく。  その他の項目、例えば障がい者を雇っていること、環境面で貢献していること、もちろん価格など、そういった諸々の評価項目を総合して点数が高いところを、落札業者に決める。  そういう仕組みを導入できないかということを考えている。 |
| 委員 | これまで、大阪府ではこういう取組がなかったので、それができるだけでも進歩だと思う。兵庫県はもっと進んでいて、入札参加資格審査のグレード付けの部分でも加点されるのだが、大阪府では、入札参加資格のグレード付けの性格が、説明があったように技術的なところを審査するということであれば、協力雇用主への加点はかなり困難であろうと思う。ただ、この部分での加点が導入されると、兵庫県や奈良県に追いつくという感じになる。 |
| 委員 | これはある意味では、企業評価というか、そういうものを入札に反映していくということか。 |
| 事務局 | 入札を通じて協力雇用主にインセンティブを付与することによって、企業・事業者による犯罪をした人等の雇用の促進につながれば良いということと、入札には様々な分野のものがあるので、協力雇用主の業種の裾野の拡大につながれば良いということで、取り組みたいと考えている。 |
| 委員 | 方向性は２つあって、協力雇用主が犯罪をした人たちの更生で努力されているという積み上げのところを評価することと、協力雇用主の裾野を広げて、府全域で犯罪をした人たちを雇用する態勢を育てようということの２つということか。 |
| 座長 | 協力雇用主は、本当に大変だろうと思う。協力雇用主の方々が、日々様々な苦労をされている中で、その苦労を相談するようなところはあるのか。様々な問題が出てくると思うが、そういう人たちはどこへ相談すれば良いのか。 |
| 委員 | 基本的に協力雇用主制度は法務省の所管で、保護観察所に登録する形になる。まずは、登録の前に、月１回開催している説明会に来ていただく。  法務省では、協力雇用主に対して、刑務所出所者等を雇用する際のリスクをカバーするための奨励金などを出していて、その奨励金は最大で年間72万円出るほどになっている。奨励金が、暴力団が経営に関与しているようなところに流れてはいけないということで、調査がきちんとある。府警本部の協力を得て、暴力団と関係がないということを調べ、かつきちんと事業を行っているということが確認できれば、保護観察所で協力雇用主として登録される。  したがって、基本的に、協力雇用主に対する指導や育成の仕事は、登録している保護観察所、大阪であれば大阪保護観察所が行う。  ただし、大阪府就労支援事業者機構でも、犯罪をした人たちの就労にあたって協力雇用主さんに協力をお願いするので、直接的な事業ではないが、指導や育成といった部分が多々ある。 |
| 委員 | 罪を犯した人たちの中には、自分をうまく表現することができず、面接にずっと落ち続けている体験を持った方が多く、「受けに行ってもまた駄目だろう」とよく言う。「ここは協力雇用主さんで、必ずきちんと話を聞いてくれるので、一度就職希望を出してみたら」と勧めるのだが、事業者側でそういったことを察していいただければ、彼らに再出発のチャンスを提供できるので、協力雇用主が彼らをしっかりと受けとめてくださるように後押しをしなければいけない。 |
| 座長 | その他、何かご意見はないか。 |
| 委員 | 素案の12ページの真ん中にある女性と男性の罪名別の図表のところで、カラーではないので色分けがはっきりと分からないのだが、窃盗(万引き)を男性と女性で比べると、女性が620人、男性が617人ということか。 |
| 事務局 | そのとおり。窃盗(万引き)について、女性が620人、男性が617人で、人数で言えば大体同じぐらい。ただし、その下のグラフの罪名別の構成比率で見ると、窃盗(万引き)の割合は、女性が71.9％を占めているのに対し、男性の方は29.5％にとどまっており、女性では窃盗(万引き)が占める割合が、男性に比べてかなり大きくなっていることが見て取れる。 |
| 委員 | これに年齢別を加味すると、もっと際立つ。高齢者の万引きが非常に多い。 |
| 委員 | 被疑者の方に会うと、上品な方たちが結構いらっしゃるので、昔と今で本当に変わったのだろうなと思う。その背景には、年金の問題などの生きづらさがあるのだろうと思う。 |
| 座長 | 女性が多いというのは、場所の問題もあるのか。スーパーとか、デパートとか。 |
| 委員 | スーパーが多い。 |
| 座長 | 場所の問題もあるのではないかという気がする。男性の万引きと女性の万引きには、その辺りの違いもあるという気がする。 |
| 委員 | 前回も言ったが、女性の場合は、クレプトマニアと言われている、一種の依存症のような人が３分の１くらいいるのではないかと言われている。女性は、摂食障害とセットでそうなっている方が結構いる。ただし、あまりこの点に入り込むと、薬物依存なども~~全部~~含めて依存をどうするかという問題になってきそうなので、あまりここに深入りすると他に影響する。 |
| 委員 | 女性の場合は、買い物が好きなので、高齢になって思うように買い物ができない経済背景があるときに、そういう形になることも多々ある。買い物への衝動というか、買い物をする意欲が減らない。それに追いついていかない金銭問題があると思う。 |
| 座長 | 万引きの場所のデータはないのか。 |
| 委員 | 府警本部に細かいデータがあったと思うし、犯罪白書に高齢者の犯行場所のデータというものもあったように思うが？ |
| 事務局 | 素案に掲載しているのは大阪府内のデータで、全国的に見るともしかするとデータがあるのかもしれないが、今のところ法務省からいただいている都道府県別のデータが、こういったものだけになっている。 |
| 委員 | 法務省では、おそらく犯罪白書で特集を組むとか、そういうことをしない限りは、そこまで細かなデータを取らないと思う。 |
| 座長 | 最近、環境犯罪学というものが出てきている。スーパーや商店などでは、陳列方法、照明の当て方、カメラの有無などで、万引きの数にかなり増減がある。犯罪をした人の社会復帰ももちろん大事であるが、入口のところで犯罪が起きないような環境づくりも大事だという話を聞いたことがある。  それから、広報・啓発になるのかもしれないが、犯罪被害者の方が、中学や高校の授業に行って話をされたりするが、それと同じように加害者、つまり受刑者で社会復帰した人も、ゲストスピーカーとして高校や中学の授業に出向いて話ができるような、そういう仕組みができないものかと思う。例えば、協力雇用主のところで働いている方で、社会復帰がある程度成功しているような方を人材バンクのようなものに登録してもらい、授業に行ってゲストスピーカーとして経験を話すというようなことを、行政が橋渡ししていっても良いのではないか。 |
| 委員 | 少年院を仮退院した人が今から頑張ろうという、NPO法人セカンドチャンス！の取組は有名と思う。  犯罪をした人が経験を話すといっても、「私は犯罪をした人です」と言って顔出しできるかどうかという問題がある。「セカンドチャンス！」の人たちは顔出しをしている。それから、事業者によっては、刑務所から出てきたと本人に言わせて、テレビに出しているところもある。顔出しするのは、相当なプレッシャーがあるので、そういった顔を出しても良いといっているところに協力を依頼したら良いと思う。その時に、どうやって回復したのかという過程を話すのか、こういう失敗があったから私はこういうことになりましたという部分を話すのか、決めておかないといけない。そういう立場の人たちは、どちらでも話すことができる。  現在は、特に立ち直りの研究が進んでいるが、中学や高校で立ち直りの話をしても仕方がないので、自分がなぜそのようなことになったのかという原因のようなところを話してもらうと良い。かなり時間が経っているので、話ができると思う。  顔出しできるかどうか。「セカンドチャンス！」とかダルクとか自分たちで団体を作っているところは大丈夫かもしれない。 |
| 委員 | 私は、刑務所を出所した人たちとグループを作っていて、シンポジウムを開催したりしている。マスコミに顔を出せるのは１人か２人だと思うが、皆の前で話をすることに抵抗がない方もいるので、府の教育委員会が採用してくれれば。  ただし、被害者が来て加害者になってはいけないという話を聞いた後に、加害者が来て話をするとなると戸惑いが生じるであろうから、その整合性を取るというか、どちらも起きることで、どちらからも回復し得ることで、自分はどうするかといったようなことを、両方をまとめた教育として行う方が良い。そうしないと、子どもの心が非常に乱れるだろうと思う。  大人に啓発するよりは、学校の教育の中で子どもに啓発していく方か早いし、じわっと染みるだろうと思う。 |
| 座長 | どこでそういう仕組みをつくるのかという問題だが、人材バンクのようなものを作って、そこに登録して、あるいは紹介を受けて、そういう人たちが教育の現場に行って話をするというのは、かなりのインパクトがあると思う。 |
| 委員 | テレビなどで、よく芸能人などが立ち直りの話をされるときに、自分は悪いことをしたので社会奉仕をしますとか、ボランティアをしますとか、介護施設に行きますなどと言う。あれは、個人的には、非常に偏見を生むのではないかと思っている。別にボランティアは罪滅ぼしではないし、介護の現場というのは、別に悪いことした人が罪滅ぼしで行くところではないのだから。  その辺りのことは、報道の問題もあるだろうし、イメージの問題かもしれないが、切り離した方が良いのにといつも思う。そのこと自体は悪いことではないのだが、立ち直りのときの更生のイメージというか、その辺りも少し偏っているような気がする。しっかりと更生のプログラムがあって、罪滅ぼしのようなことではなく、人としてどう回復し、それを社会がどう支えるのかというところが見える教育のやり方でないといけないのに、少し偏っているという印象を持っている。 |
| 座長 | それに関連して、資料２－１の１ページ目に「めざす姿」があるが、その中に「自らの行為を悔い改め、真摯に社会復帰に臨むのであれば」という部分がある。「自らの行為を悔い改める」ことが、社会復帰をサポートするための前提になるのか、という疑問がある。 |
| 委員 | 今日ここに来るときにネットニュースを見ていたら、人気の芸人さんの過去に実は犯罪歴があって、それが窃盗や売春をほう助した事件で、きちんと法的に罪を償って、現在テレビで人気が出ているのだが、改めてそれを穿り返されていて、それが一体何なのかといった感じになっている。  社会や福祉は犯罪をした人たちをどう支えていくのかという辺りのことは、何かこう興味とそういう関心だけで見られて、ずれていっているような気がする。座長がおっしゃった表現のところもそうだが、難しい問題だと思う。 |
| 委員 | これを外すのは少し難しいのではないか。  結局、社会には様々な犯罪があるわけで、社会に敵対した犯罪をした人が、それを悔い改めなければ、社会はその人を受け入れることができるのかという問題がある。社会にどの程度迷惑をかけたのかという程度の問題はあるが、迷惑をかけたことは、迷惑をかけたこととして、考えてもらわないといけない。  そこを「悔い改める」という表現が良いのか、反省くらいで良いのかということはある。「悔い改める」というと宗教的な感じもするので、「反省」くらいが良いと思う。 |
| 座長 | 刑罰はそもそも贖罪的で、理論的・形式的には、刑期を終えたということは贖罪が済んだということなので、それ以上にまた悔い改めなさいというのは違和感がある。  ただし、真摯に社会復帰に臨むということは大事だと思う。受刑者が自助努力で必死になって失われた関係性を取り戻す、必死になって努力するという、そこに自分の反省という気持ちが表れているということが重要なのだと思う。  それとは別に、しっかり反省しなさいと重ねて言うのは、受刑者としてはしんどいのではないかと思う。刑罰が終わったということは、贖罪が済んだということなのだから。 |
| 委員 | 更生保護法の目的のところがそういう内容の文章になっているが、やはり実際に被疑者と会ってみると、罪を犯すに至るまでのプロセスが非常にしんどかっただろうなという生い立ちが出てくるので、ここだけの問題ではないなという感じがする。 |
| 委員 | 「悔い改め」とまで書くどうかは別としても、反省して社会復帰に向けて努力しようとしている刑務所出所者等を支えてくださいというのが、法務省の一般的なスタンスなので、それを外すとなると非常しんどい。  ありのままで受け止めても良いのだが、例えば、自分を殴った奴と再び友達になれるのかということになると、まず謝ってもらわないと駄目ではないか、殴ったことを反省してもらわないと友達となることは不可能ではないかと思う。  したがって、この部分は被害者のことを考えると、「悔い改め」とまでは言葉としてどうかと思うが、それに近い言葉で表現して、その上で立ち直るために努力している人については皆で支えましょうと、ここはそういう文脈なのだろうと思う。 |
| 委員 | 反省だけでは軽すぎるか。 |
| 座長 | 私はそれで良いと思う。 |
| 委員 | ここは更生保護でいう「悔悟」のところですから、「反省」で良いのではないか。 |
| 座長 | 例えば、「真摯に反省し、社会復帰に臨むであれば」というくらいで良いのではないか。「悔い改めろ」というのは、きついというか、厳しすぎる感じがする。 |
| 委員 | 元々、挫折しやすいものを持っている方が多いので。 |
| 座長 | 「真剣に反省して、真剣に社会復帰を望むのであれば、援助しましょう」というくらいで良いと思うが、どうか。 |
| 委員 | 結論は、それで良いと思う。  ただし、「お前たちが反省するなら」という言葉も、犯罪者の回復についての研究的な観点から見ると方向性が逆になっている気がする。受け入れてもらって、衣食住があって、愛される価値があると思えて、ようやくアイデンティティが変わっていって、最後に反省がくるというのが、研究的な観点からすると常識なので、私は「望むなら助けるよ」という部分が引っ掛かる。 |
| 座長 | まさに上からの目線。 |
| 委員 | 反省する部分ではあるが、保護観察を実行する立場にいると、上からの目線になる部分が多いと思う。犯罪行為をして、処罰されて、目の前にいるわけだから、悪いのはお前だというところから始まる。そして、それを改めるために、きちんと支援するということになる。  国の再犯防止計画にもかなりそういう雰囲気があって、そこが適切かということになれば、相当書き直しをすることになる。 |
| 座長 | いや、もう少しニュアンスを弱めるくらいで良いと思う。表現はともかくとして、「真摯に反省し、社会復帰に臨むであれば」というくらいで良いのではないか。「悔い改めよ」というのは、いかにもきつい感じがする。前回話が出た「ほっとけない」ということと、この部分がマッチしないような感じがする。「ほっとけない」から支援するのだというスタンスと、「悔い改めろ」というのは結びつかない感じがする。先ほどの素案の「めざす姿」についての事務局の説明の中で、そこに違和感があった。 |
| 座長 | 現在、国は、更生保護について、社会防衛の概念を入れていく考え方を持っているのか。 |
| 委員 | 目的については、「以て、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進する」と書いている。 |
| 座長 | つまり社会防衛は結果であって、目的ということではないということか。 |
| 委員 | 結果としてということになると思う。しかし、社会防衛とは書けないので、再犯防止が前に出ていると思う。  したがって、現在は、大きな目的の第一が再犯防止で、次いで改善更生ということになっている。  以前の犯罪予防更生法の時には目的に再犯防止が書いてなかったのだが、それは、刑事司法機関においては、再犯防止は目的として自明だから書かなくても良い、法律以前の問題だということだった。しかし、法律に書いてないということで批判を受けて、更生保護法には目的として書いている。そして再犯防止と改善更生は更生保護の両輪だという説明をしている。 |
| 座長 | 再犯防止は、結局は本人のためだということ。本人が再び犯罪をすると、本人が苦しむということになるのだから。 |
| 委員 | そして家族が苦しむ。それでまた自分も苦しむ。そういう負の連鎖がどんどん広がっていくので、それを断ち切ろうということで更生保護がある。  そのために、保護観察をはじめ、更生保護の様々な施策を総動員しようという形で、法律の立て方はなっていると考える。 |
| 委員 | あと、素案には効果検証について書いてあるが、具体的にどんなことを考えているのか、お聞きしたい。次期計画については、今期計画の効果検証としてデータ収集を行った上で策定するとしているが、これは事務局の責任で行うということになるのか。 |
| 事務局 | そのとおり。実際問題としては、データ等を取ろうと思うと法務省の協力なくしては取れないので、保護観察所や大阪矯正管区などの協力を得ながらデータを取って行く。  例えば、協力雇用主の関係であれば、これから計画を策定して４年間実施していく中で、総合評価方式入札で優遇措置を実施して、それに参加する協力雇用主が実績として何社になっていくのか、そういったデータを計画のスタートと同時に集めていかないといけないと思っている。そして、そのデータを基に２次計画を作っていくことになる。 |
| 委員 | それから、ニーズ調査の話があり、それについては計画に一文入っていれば良いと思うが、予定として、どういったことを考えているのか。と言うのは、こういうものは、決める側の責任もあると思うので。  女性高齢者の問題でニーズ調査をしてはどうかという意見もあったので、一応、計画に一文何か入れるようにして欲しいと思うのだが、一応それも入っている形になっているのか。これについても、やはり事務局の方で調査を行うということか。 |
| 事務局 | そのとおり。 |
| 委員 | 性犯罪者に関して言えば、事務局素案の23ページからの性犯罪者に対する取組が載っているが、私は、24ページのモデル事業に関わっていて、この事業で支援する人については、支援の前後で、その人の認知の歪みといったものを測定するような調査を行って、どの程度変化したかを見る。比較対象の相手もいないので研究としては杜撰ではあるが、そういった形で変化を見るという方法がある。  しかし、先ほど事務局から話があったように、結局、再犯防止の成果の一番大きな証明は再犯したかしないか。これだけ再犯防止を推進しろと国から言われていながら、国からきちんとしたデータがなかなか貰えないという話をよく聞く。正確なデータがどうしても得られないというのであれば、再犯防止の効果を示しにくいところ。  どのくらいの数が増えたかや、支援の前後でどのくらい変化したかを見る。今できることとしては、そういったことにならざるを得ないのではないか。もう少し法務省から情報を貰えるようになる見込みはあるのか。 |
| 事務局 | 大阪府では、子どもを性犯罪から守る条例を平成24年10月に施行し、それ以来、心理カウンセリング事業を６年以上と行ってきている。その間、法務省に対して、心理カウンセリングを受けた方が再犯をしているかどうかという情報が、効果検証をする上どうしても必要なので、情報提供をお願いしたいと国家要望をずっとし続けているが、なかなか提供して貰えないというのが実情。  また、法務省が矯正施設の中で、性犯罪者に対して改善プログラムを実施しているので、そのときの状況なども情報提供してもらえれば、それを引き継いで、我々も、より効果的なカウンセリングができるのではないかという考え方で情報提供をお願いしているが、こちらについては、最近、提供方法や内容等を検討するという方向に変わってきている。ただし、実際にはまだ提供してもらっておらず、今、法務省で、どういう形であれば提供してもらえるのかということを検討してくれているところ。ようやく、ここまで進んだ。 |
| 委員 | 犯歴管理の所管は検察庁で、犯歴情報は裁判のために必要なので、全部持っている。それを出すか出さないかという問題だが、情報提供はかなりハードルが高いと思う。  犯罪者処遇の方は、処遇の一貫性を保つため刑事施設で実施したプログラムの内容を、保護観察に引き継ぐ、社会内処遇矯正に引き継ぐというルールがある。「社会内」の意味を広げると、大阪府の心理カウンセリングも当てはまるのでないか、こちらの方が、プログラムに関する情報提供の検討の対象になるのではないかと思う。  保護観察が終わった後、どうフォローするかが問題になる。薬物関係であれば、地域の薬物対策の機関や施設に支援等を引き継ぐという仕組みはできている。それに似せた形で、性犯罪をした人に対する関わる方であったり、あるいはイギリスでは様々な人が関わって性犯罪者の立ち直りを支援する「サークル:支援と責任の輪（Circle of Support and Accountability）」というものがあるが、そういう形で提案されたら法務省も協力せざるを得ないのではないかという気がする。 |
| 委員 | やはりカウンセリングの効果を測ることは一番難しい。脳の中のことなので、他のものより効果がなかなか表に出ない、数字が出せない。 |
| 座長 | 話は少し変わるが、刑務所で行われている性犯罪者のプログラムは、罪名が性犯罪の者が対象なのか。例えば、下着泥棒などは対象に入っているのか。 |
| 委員 | 性犯罪者のプログラム対象について、刑事施設では事件名と事件内容から判断するとしているが、強制わいせつや強制性交等など事件名が中心となっている。保護観察では事件名に加え、下着窃盗、のぞきなど性的欲求で事件を惹起した者も含まれている。  刑事施設の方は罪名的なものに拘りがあり、保護観察の方は罪名に拘りがないということになると思う。 |
| 委員 | プログラムの基本をなしているものが認知行動療法なので、その効果には認知力の問題が関わってくる。認知力が低下している人には、やはり認知行動療法はなかなか難しい。そういった人は、自宅に置いておけないので福祉施設でお世話するということになるが、福祉の方からすると、今まで大事にしてきた既存の入所者達が、そういった人の再犯の対象になるということになる。それが理由で入所を拒むという事情は分かる。  しかし、そういった人は、家族からも帰って来なくて良いと言われたりするので、激しい行動障害をお持ちの方で、また性的な衝動をお持ちの方について、どのように対応するのが非常に難しい。理性ではやっては駄目だと思っていても、頭の中でそういう衝動が出てくると、彼らとしてはそっちの方へ動いてしまうので。 |
| 委員 | NHKの番組の「クローズアップ現代」で、そういうわいせつ行為を繰り返す人も、依存症だと言い切っていた。ただし、あまりにそれを言い出すと、全部が依存症になってしまう。 |
| 座長 | 刑罰とは、何だろうなという気がする。責任論の部分で、自分ではコントロールできないことの責任を取れるのかという問題。 |
| 委員 | あんな人もいる、こんな人もいる、これもケアしたら良いのではないか、と網を広げるべきところはたくさんあると思う。しかし、大阪府は、全国で初めて「子どもを性犯罪から守る条例」を作り、限られたマンパワーの中で、一番インパクトの大きい、被害の強い、ダメージが大きい、１３歳未満の子に対して性犯罪を行って、刑務所から出てきた人に対して手当てをしようというところと、モデル事業のように、もう少し犯罪傾向が悪くなる前の人への対応というところの手当てに取り組んでいて、その中間のところは、刑務所や保護観察所が手当てしているわけだけれども、自治体として行えることを、先進的にベストを尽くして行っていると思う。  自分が関わっているので勝手に肩入れしているだけかもしれないが、先進的なところもたくさんあると思うので、皆さんが仰っている部分については、少しずつ広げていけば良いと思う。  ただし、そうなってくると依存症の領域や、福祉の領域とどう連携するかといったことなど、話がどんどん広がって、そこに予算がつくのかという話にもなるので、実際的には、限られたマンパワーの中で、どうやって対応していくとかということになるのだろうと思う。 |
| 委員 | 府で性犯罪に特化した条例を作られたのだから、ここの部分を手厚くしたいと思う。府には「つばさ」という障がい者支援施設があるが、そこも満員状態。国にも、激しい行動障害を持った方たちの施設があるが、半年待ちとか。今すぐに手当てをしてほしいのに、半年間をどこで待てば良いのか、ということがある。そこを改善していけば。 |
| 委員 | この府の条例ができたとき、これはメーガン法だなと思った。国で法律が作られないので、大阪府は条例でやったなと思った記憶がある。  メーガン法というのは、性犯罪者情報公開法の俗称で、アメリカのニュージャージー州で性被害にあった女の子の名前に由来している。  メーガン法は、地域を守るという犯罪防止というよりも、被害者になることを防止するというセンスで、社会防衛ということで実施している。府の条例ができた時に、どのように社会防衛と結びつくかということが、非常に気になったことを覚えている。 |
| 委員 | 府の条例ができたときの経緯について私が耳にした限りでは、最初は出所後に府内に住所を定めたときの届出義務のことだけであったと思う。  しかし、名前を公表して皆が気を付けるという仕組みでは、再犯防止の効果はないということは以前から言われている。  治療をしなければいけないというエビデンスに沿って、届出義務を課すけれども、カウンセリングもするという処遇の原則に沿って、社会防衛のことも考えたかもしれないが、それと再犯防止を両立させる、日本で行い得るものとしては、バランスが取れている条例だと思う。 |
| 委員 | 住所等を届け出て、カウンセリングを受けた人数の実績はどれくらいか。届け出なければ、条例違反で罰則があるのか。 |
| 事務局 | 罰則はあるが、実際に届出義務のある方が、どこの誰で、何人いるのかということが分からない。矯正施設や法務省から、矯正施設を出所・退所するときに帰住予定先が大阪ですといった方が、どこの誰で、何人いるという情報が貰えれば、この条例の届出義務がある方の人数をある程度把握することができるのだが、そうした情報は提供できませんと言われている。母数が分からないので、罰則を適用した実績がないという状況。 |
| 委員 | 前回言ったかもしれないが、子どもが被害者の性犯罪事件については、2004年の奈良女児誘拐殺人事件の後、それでは駄目だということで、警察庁と法務省との間で取り決めをして、そういう犯罪をした人については、警察に連絡するというシステムが今はある。ただし、その情報が、警察から行政の方にいくとなれば、多分法務省が止めると思うが、大阪府警本部には、対象者の帰住予定先と名前の情報が多分入っていると思う。 |
| 事務局 | 府警本部には、法務省との連携により情報を受けた警察官が、その対象者が実際に大阪に住んでいるかどうかを確認に行くというシステムはあるようだが、警察本部から知事部局への情報提供はできませんということになっている。  逆に、知事部局で行っているカウンセリング等の社会復帰支援を受けた方の諸々の情報について、これは警察にもお出しできませんということにしている。社会復帰支援は、監視目的で行っている施策ではないので、お伝えできませんということにしている。  それから、先ほどお尋ねのあった住所等の届出の状況だが、制度開始から平成29年度までの間に、累計121名の届け出があった。そのうち、心理カウンセリングを受けた方が49名なので、約４割の方がカウンセリングを１回以上受けられたという状況。  ただし、先ほど述べたとおり、この121名が、本来届出義務のある方のうちのどれくらいの割合を占めるのかということは分からないという状況。 |
| 座長 | この人たちが、また再犯したかどうかも分からないのか。 |
| 事務局 | 分からない。 |
| 委員 | それを追跡しようとすれば、警察も、犯罪データを持っているが、裁判に関わるようなものは全て法務省が持っているので法務省の協力が要るが、それは無理だという気がする。 |
| 座長 | 実は、私も府の条例を策定する時に関与していて、大分苦労した。  ＧＰＳを付けるべきなどという意見が出ていた時期だった。韓国では、ホームページで性犯罪者の顔と名前を公表したりしていた。 |
| 委員 | そういうものは、日本では、プライバシーや個人情報保護の問題とぶつかってしまう。 |
| 委員 | そこで、府では、自ら届け出て、望む人には心理カウンセリングをするという、そういう本人の意思により、という形にされた訳だ。 |
| 事務局 | 届出は義務なので、自由意思の任意というわけではないのだが、実態としてはそうなっている。 |
| 委員 | しかし、よく121名が届け出てくれたもの。大きい数字だ。 |
| 事務局 | 各刑務所や法務省本省に、府の制度の教示・条例の教示をお願いしており、その助力があったお陰で、121人の方が届け出てくれた。 |
| 座長 | 他に何かご意見は。  私自身は、協力雇用主のところで、もう一歩何かできないかなという気がする。国の法律では、居場所と出番という２つのキーワードを出している。  出番というのは、単に仕事を与えるということだけではないと思う。毎日働いて、お金を稼いで、それで良いのかというと、決してそんなことはない。働くことで社会との繋がりが出てくるということであって、出番というのはとても良い言葉だと思う。もう少し、協力雇用主について良い仕組みがあれば、働きがいや生きがいといったものを与えられるような仕組みがあれば良いなと思う。 |
| 委員 | よく仕事をして、稼いで、生活をするという、単純で軸となる部分が、多くの被疑者の人たちは曖昧。そこをしっかりと、軸を作ることが大切。 |
| 委員 | 就労支援も大事だが、仕事を続けるためには、定着支援が本当は重要であると考える。  更生保護就労支援事業という法務省委託の事業があり、その中に定着支援業務があった。他方で、協力雇用主に職場定着支援の奨励金制度が創設されたため、５年前に定着支援業務は廃止された。  定着支援業務の重要性が再認識され来年また定着支援が復活しそうだという情報もある。愛知県かどこかの県で定着支援業務を行っていると聞いたことがある。  仕事に就いた後、どう周りがそこで定着できるように持っていくかということが一番大切で、それが再犯を防ぐことになる。大体、３日、３月、３年が節目と考える。早い人は３日までに辞める。３月続いた人には、色々な人がいて、刑の執行期間が満了したら、もう自由でしょうと仕事を変わる人もいる。３月を超えられたらかなりの期間就労している。そういうことがあるので、最低３ヶ月までは何とか定着支援してあげたいという思いが個人的にはある。 |
| 座長 | 大阪府独自の「大阪府協力雇用主ステッカー」というようなものを、車に貼る、名刺に貼る、事務所に貼るというはどうか。 |
| 事務局 | 府でそれをするとなると、協力雇用主は元々保護観察所の制度なので、保護観察所との調整が必要になるが、そういったところで連携して何かＰＲできるのであれば、検討していければと思う。 |
| 座長 | 協力雇用主という言葉でなくても、それ以外の言葉でも良い。大阪府で独自にそういうものを認定しているというものであれば良い。 |
| 委員 | 協力雇用主は非常に良い制度であるが、大阪保護観察所と大阪府就労支援機構で、２年１回、全協力雇用主に対して続けて登録しますかという意思確認の通知を送ると、１割位は返送されてくる。もう廃業していたりする。協力雇用主にはいわゆる大企業がなくて、一番多いのは30人～40人位の規模の事業者だが、そうすると経営者の問題で後継ぎがいなければ廃業でするし、どこかと合併してその会社はもう存在しないとか、一定程度そういったことが起こりうる。  したがって、もしステッカーなどを渡すことになれば、結果的に、すでに協力雇用主ではなくなっている会社に渡していることになる可能性が出てくるので、管理が大変だと思う。  協力雇用主については、今は２年に１回しか確認をしていない。本当は１年に１回くらした方が良いとは思うが、それをするとなると大変な事務量になるので消極的になる。返事が返ってこない事業所には、なぜ返事がないのか逐一確認しなければならない。住所を変えているところもあり、住所変更の届出義務はないので、通知文が戻ってくると慌てて電話をして調べないといけない。協力雇用主は、今、2,000社程あるので、データ管理が大変だと思う。 |
| 事務局 | 協力雇用主の中でも、特に熱心な事業者さんが、日本財団の協力得て、「職親プロジェクト」という取組をされている。その「職親プロジェクト」の参加企業のＰＲとして、認定するなどということであれば、数的には可能と思う。 |
| 委員 | 「職親プロジェクト」の参加企業だけとなると、他の協力雇用主で不満に思うところも出てくるのではないか。 |
| 事務局 | 協力雇用主について我々がよく分からないのが、例えば協力雇用主を表彰するような仕組みを設けるとか、ＰＲをするというようなことを行っていくとしたときに、協力雇用主側で、あまりそういうことを表立ってしないで欲しいといった声があるものなのかどうかという点。  つまり、自分の店、企業で、犯罪をした者等を社会復帰のプログラムの中で扱っているということが世の中に知れることについて、どのように考えておられるのかということが、我々にはよく分らない。  こちら側から表彰もします、どうぞ協力雇用主になってください、ということを働きかけていくことが良いことなのかどうか、そこのところの実態がよく分からないので、ご存知であれば教えていただきたい。 |
| 委員 | 表彰のシステムについて言えば、大阪保護観察所の場合であれば、協力雇用主として一定年数登録し、雇用実績があれば、所長から表彰される。それから順に上がっていって、法務大臣の感謝状が出るところまで表彰のシステムがある。さらには、法務大臣の感謝状を受けた人から、藍綬褒章を受けた方もいらっしゃる。  そうした表彰を受けた方々は別に困らないと思うが、中には協力雇用主であることを知られたくないというお店などもあるかもしれない。そこは、表彰をする側が相手の意思の確認をして、望まない者は対象から外していけば良い。 |
| 委員 | しかし、府でも作ってはどうか。制度は作って、あとは「私はいらない」とか「いただきます」とか、どちらでも良いのではないか。 |
| 座長 | ないよりある方が良いと思う。 |
| 委員 | 私が知っている範囲で言えば、保護司さんで、自分で植木屋や庭師などをしておられて、罪を犯して出てきた人たちが、そこに就職して、朝から晩まで庭を綺麗にするという。技術職で、結構良い仕事だと思うのだが、しかし、なかなか続かないと言う。  飲食業などでは、フロア以外で、洗い場などで顔を出さないで働いている子もいる。  うちのところでも雇っているという事業者が出てくるかもしれませんし、様々な価値観があるので、表彰のシステムを設けると良いと思う。 |
| 委員 | 最後は表彰を受けますか、どうしますかという確認をして、公になるのは嫌だと言われれば表彰しなければ良いだけのことだと思う。 |
| 座長 | 表彰制度があるということが重要だと思う。 |
| 委員 | 保護司さんの場合、大臣の表彰状前に知事感謝状が出る。各都道府県によって表彰のルールがあり、大臣の表彰や感謝状をもらう前にしてくれとか、その後だとか、都道府県によって違うが、やはり知事表彰がある。  協力雇用主についても知事感謝状を出すと言われれば、それは目に見える形になるので、協力雇用主からすれば、大阪府は我々のことを見てくれているという感じになると思う。 |
| 座長 | あと何かご意見はないか。  刺青を取るというのは、やはり難しいか。 |
| 委員 | 費用の問題で難しいのではないか。 |
| 座長 | クラウドファンディングなどでできないか。 |
| 委員 | 自分の意思で刺青を入れる自傷行為なので、それを取るために府が予算をつけて費用を出すということであれば、かなり理屈を立ててやらないといけない。 |
| 座長 | それはそうなのだが、それは覚醒剤中毒などの場合も同じことでは。 |
| 委員 | 覚醒剤中毒で一番問題なのは、薬害が原因で事件を含む様々なことを起こすわけで、それが問題となる。  刺青の場合は、自分の体温の調整がうまくいかないとか、見栄えが悪いとか、全部刺青を入れた本人に掛かってくる問題となる。 |
| 座長 | 社会復帰の大きな妨げになる。 |
| 委員 | 話が前に戻りますが、依存症に関わっている相談窓口や病院などがある。また個人でなさっているところもあるが、そういうところについても表彰すると職員も元気が出ると思うので、表彰制度があればありがたい。 |
| 座長 | 他に何かご意見はないか。  それでは、時間がきたことでもあり、事務局から今後のスケジュールについて説明をお願いする。 |
| 事務局 | 計画策定に係る今後のスケジュールを説明。  懇話会については今回で終了の予定で、今回の議論や、府議会でのご意見などを踏まえ、今後、計画素案を修正する必要が生じた場合は、座長と相談させていただきたい旨を説明。 |
| 座長 | 只今事務局から説明があったとおり、基本的には、この懇話会は今回で終了ということになる。本日の懇話会での議論、また議会のご意見などで今後さらに素案を修正する必要がある場合の対応については、私に一任していただきたいと思う。私と事務局との間で修正内容を詰めて、後日、その結果を皆さんに報告することにしたいと思うが、それでよろしいか。 |
|  | （一同異議なし） |
| 座長 | それでは、予定の議事は全て終了した。最後に、皆様に対し、２回にわたる懇話会の議事進行に協力していただいたことの感謝を申し上げ、事務局に進行をお返しする。 |
|  | （閉会） |